

船舶事故等調査報告書

平成27年8月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015横第63号
事故等種類	衝突
発生日時	平成27年5月12日 22時57分ごろ
発生場所	京浜港川崎第2区K1錨地 東京湾アクアライン風の塔灯から真方位238° 1.6海里付近 (概位 北緯35° 28.60' 東経139° 48.44')
事故等調査の経過	平成27年5月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 ^{ジェイジェイ} J J SUN（中華人民共和国香港特別行政区籍）、 9,957トン 9406831（IMO番号）、SUPER FAITH SHIPPING S.A. B 貨物船 ^{スター レックス} STAR REX（大韓民国籍）、1,996トン 9376177（IMO番号）、CENTURY SHIPPING
乗組員等に関する情報	A 船長A（中華人民共和国籍）、免状不詳 B 船長B（大韓民国籍）、免状不詳
死傷者等	なし
損傷	A 船尾外板に凹損及び擦過傷 B 船首右舷外板に凹損
事故等の経過	A船は、船長Aほか21人（全員中華人民共和国籍）が乗り組み、台風第6号の接近に伴う荒天避難のため、京浜港川崎第2区K1錨地に平成27年5月12日18時40分ごろ投錨し、錨鎖8節を伸出して錨泊していた。 船長Aは、風が次第に強くなってきたので、22時00分ごろから航海士Aと共に船橋で守錨当直中、22時50分ごろA船が約0.3ノット（kn）の速力で走錨していることを認めた。 A船は、機関始動及び揚錨の準備作業中、22時57分ごろ、その船尾がB船の船首に衝突した。 A船は、その後、機関を使用して揚錨し、K1錨地内に錨を打ち直した。 B船は、船長Bほか9人（大韓民国籍4人、ミャンマー連邦共和国籍5人）が乗り組み、台風第6号の接近に伴う荒天避難のため、京浜港川崎第2区K1錨地に錨泊していたところ、走錨して来たA船が衝突した。
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南南西、風速 約13m/s、最大瞬間風速 約24m/s

	<p>海象：波向 南南西、波高 約1.8m、潮汐 上げ潮の末期</p> <p>神奈川県川崎市には、5月12日16時47分に雷注意報、暴風警報及び波浪警報が、22時15分に大雨警報、洪水警報がそれぞれ発表され、本事故時も継続していた。</p> <p>台風第6号は、12日18時ごろ、温帯低気圧に変わった。</p>
その他の事項	<p>A船は、空倉状態であり、AIS情報によれば、22時51分ごろから走錨しており、最大約3knの速力であった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A あり、B なし</p> <p>A船は、暴風警報及び波浪警報が発表されている状況下、京浜港川崎第2区K1錨地において錨泊中、風波で走錨したことから、機関始動及び揚錨の準備を行ったものの、B船に衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、暴風警報及び波浪警報が発表されている状況下、京浜港川崎第2区K1錨地において錨泊中、A船が衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、暴風警報及び波浪警報が発表されている状況下、京浜港川崎第2区K1錨地において、A船及びB船が錨泊中、A船が、風波で走錨したため、B船に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 荒天避難で錨泊する際は、自船のコンディションを整え、風向及び水深等を考慮して適切な錨泊方法を採用し、周囲の船舶との距離を十分に確保し、予想最大風速に耐えることができる十分な伸出量の錨鎖を繰り出すこと。 ・ 走錨の可能性が考えられるときは、すぐに機関を使用できるように、あらかじめ準備をしておくこと。